

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 63

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	49,674	52,804	△ 3,130	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	700	700	0	市税督促手数料
一般財源	48,974	52,104	△ 3,130	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治による自主財源確保のため、昭和25年制定の地方税法に基づき開始した事業。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納期内納付をしやすい環境を整備するとともに、現年度分の収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

金融機関等での窓口納付以外に、口座振替納付、コンビニ納付、クレジットカード納付を行い、納付の利便性を図る。

口座振替納付は、現年度分の収納率を向上させるために最も有効な方法である。今後も口座振替納付を推進するために、当初納付書の発送時に口座振替依頼書を同封する。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 65

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,446	15,481	△ 4,035	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	茨城租税債権管理機構精算金
一般財源	11,445	15,480	△ 4,035	

【背景(なぜ始めたのか)】

財源を確保するため、収入未済額の縮減を図る。

(地方自治による自主財源の確保のため、昭和25年制定の地方税法に基づき開始)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは必ず税を徴収し、納税の公平性を保つとともに滞納額を縮減し、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状・催告書等による文書、電話、訪問による納税催告を行う。

それでも納付しない場合は、納税相談、納付指導を行う。並行して財産調査を実施し、財産がある場合は差押等の滞納処分を実施する。

また、財産がなく支払能力がない場合は、執行停止の手続きを行う。